

保護者の皆様へ

市川市 こども政策部 こども入園課

【重要】「保育の利用基準調整指数」変更のお知らせ

日頃より、保育行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成31年度の保育所等利用調整より「保育の利用基準表・利用基準調整指数・優先順位」につきまして、先日開催いたしました「市川市子ども・子育て会議」における意見を参考に、内容を検討した結果、下記の通り変更することを予定しておりますのでお知らせいたします。

平成31年4月利用調整より適用

1. 保育の利用基準表（変更）

①居宅外労働及び居宅内労働の区分統合 ⇒ 対象者：居宅内労働をしている方

「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（内閣府・厚生労働省通知）により、居宅外労働と居宅内労働について点数に差異を設けていることは望ましくないとの見解が示されたため、**労働形態（居宅外・居宅内）に関する区分を統合**します。

同じ就労日数・時間でも、居宅外と居宅内で差がある状況を解消するものです。

②保護者の要件指数の合算 ⇒ 対象者：要件が2つ以上ある方（例：就労・就学）

保護者の保育を必要とする事由が、就学しながら就労している方など単一ではなく複合化してきております。

現行では、複数の事由に該当する場合は、いずれか高い指数で算定しておりますが、それぞれが保育を必要とする事由として認められることから、複数の事由を合算・調整した上で保護者の指数を決定していくこととするものです。

保護者の状況が2つ以上に該当するときは、**該当する区分に定める指数からそれぞれ10点を控除した指数を合計し、10点を加えた指数（当該指数が20点を超える場合には、20点）により算定**を行います。

ただし、「就労・就学内定、就労・就学予定」については、予定での保育を必要とする事由のため、また、「出産」については短期間の預かりのため、合算の対象から除きます。

例：月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態→14点
 1ヶ月に通学している日数が16日以上→14点
 $(14点 - 10点) + (14点 - 10点) + 10点 = 18点$

2. 保育の利用基準調整表（追加・変更）

◎追加

4-2 (変更)	小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下この項において同じ。）による保育の利用を希望する場合であって、当該小規模保育事業を行う事業所の連携施設とされている <u>保育所若しくは認定こども園における保育又は幼稚園における預かり保育</u> を兄又は姉（4月からの利用を希望する場合は、卒園予定の乳幼児を除く。）が利用している場合	+3
4-3 (追加)	保育所又は認定こども園における保育の利用を希望する場合であって、これらを連携施設としている小規模保育事業を行う事業所における小規模保育事業による保育を弟又は妹（4月からの利用を希望する場合は、卒園予定の乳幼児（連携施設とされている保育所又は認定こども園への入所の内定を受けた保護者の乳幼児を除く。）を除く。）が利用している場合	+3

小規模保育事業を希望する場合、同じ敷地内にある連携施設（幼稚園）に兄又は姉が入所している場合のみ加点の対象とし、設置場所が離れている連携施設（保育所等）に兄又は姉が入所している場合は加点の対象ではありませんでした。

同じ敷地内にない場合でも連携施設という面においては同様であるため、連携施設である保育所又は認定こども園に兄又は姉が入所している場合も加点の対象とします。

併せて、小規模保育事業を利用している児童の兄又は姉が、当該保育を受ける施設の連携施設とされている保育所等を希望する場合も加点の対象とします。

◎変更 1

11	申込み児童を認可外保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合 <u>（求職活動・就労就学内定・育児休業中の場合を除く）</u>	+3
----	---	----

各月の利用調整において、締切日時点で、すでに認可外保育施設等に通所している場合、加点の対象としております。

平成30年4月利用申込みにおいては、認可外保育施設等の範囲の拡大（会社内の託児所である事業所内保育所・企業主導型保育所やベビーシッター等）を行ったため、締切日時点で利用していなくても、その後利用を予定している場合は、必要書類を提出していただくことにより加点の対象として運用を行いました。

しかし、加点のために、認可外保育施設等の利用予約のみを行い、実際には通所しないという事例が多数発生いたしました。

そのため、利用調整においては、各月と同じように、締切日における実態で判断することが望ましいと考えられるため、締切日時点で認可外保育施設等に通所している場合に統一することといたします。

※求職活動中・就労就学内定・育児休業中の場合は加点の対象ではありませんのでご注意ください。

◎変更2

13	市外から転入（転入予定）した者が転入前の市区町村において保育所等に入所等している場合	+3
----	--	----

認可外保育施設等に入所している場合と同等のため、指数を「+2」から「+3」に変更します。

◎変更3

19	希望した認可保育所等に入所の内定をしたが、自己都合により認可保育所等への入所を辞退し、その後 <u>12ヶ月</u> 以内の再申請	-5
----	---	----

平成30年4月の利用調整における、利用辞退者は約200名となっております。平成30年4月新規利用者が約2000名のため、1割の児童が利用の辞退をしている状況です。

利用辞退者が多いことは、他の児童が希望の保育所に利用できる機会を失うことに直結し、利用申込み及び利用調整が適切に行われているとはいえない状況となっております。希望保育所により多くの児童が利用できるように調整をしていくため、また、内定辞退を行う前に希望保育所をきちんと見定めていただくために、利用辞退の減点対象期間を「6ヶ月」から「12ヶ月」に拡大するものです。

3.優先順位表（変更）

順位	保護者の状況等
1	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
2	過去の入所等の申込みにおいて希望した保育所等への入所等が内定した後に当該内定を辞退し、又は当該保育所等への入所等の承諾を受けた後に自己都合により入所等を辞退したことがない場合
3	期日までに乳幼児が家庭において保育を受けることが困難な事由を証する書類が全て提出されている世帯
4	保護者が市内居住者である場合又は市内に転居予定である場合
5	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
6	入所等を希望する保育所等に兄弟姉妹（4月から入所等を希望する場合は、卒園予定の乳幼児を除く。）が入所等している場合
7	入所等の申込みに係る当該児童の兄弟姉妹が障害を有する場合（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。）
8	入所等の申込みに係る当該児童の18歳未満の兄弟姉妹の数が多き場合
9	保育料の未納がない場合
10	利用を希望する保育施設の希望順位の高い世帯
11	保育料算定年度の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合

○変更理由

利用調整において、利用基準表と利用基準調整表の合計指数が同じ場合、優先順位の項目により順位を決定しております。

現行では、優先順位全6項目の4番目に、「待機期間が長い場合」の項目があります。この項目においては、待機期間の獲得を目的として、直ぐに保育所等の利用を希望していないにもかかわらず申込みをする方を生じさせる要因となっております。これは、保育所等の入所内定となった際に、利用を希望する月でないことから、内定辞退をする方を多数生じさせる原因となっております。また、年度の後半に生まれたお子さんは、申込み月が遅くなるため、前半に生まれたお子さんに比べて不利な状況であるとのご意見もあります。

そのため、当月の申込み者として、保育所等を必要としているのはどの申込み者も同じ状況であることから、利用調整の公平性を確保するために、優先順位4番目「待機期間が長い場合」を廃止し、新たな項目を加えるものです。